

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月14日
【計算期間】	第7期（自 平成23年9月16日 至 平成24年9月18日）
【ファンド名】	エネルギー・食糧関連ファンド
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【電話番号】	03－3212－8421
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、主として商品価格指数に価格が追従する外貨建債券（以下「商品価格指数連動債」といいます。）、およびわが国および外国の証券取引所に上場する株式（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

② 基本的性格

当ファンドは、追加型投信／内外／資産複合に属します。
当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表		
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	あり ()
	年2回	日本	
	年4回	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	なし
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	
その他資産 ()		アフリカ	
資産複合 (株式・商品価格指数 連動債)		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※商品分類の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。

	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分 固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分 変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回		目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象 地域	グローバル		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド		目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ		社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替 ヘッジ	あり		目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし		目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※属性区分の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

③ 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1,000億円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

④ ファンドの特色

「大地の恵み」のコンセプト



ファンドのねらい

- わたしたちの生活に身近で継続的な需要が見込まれる「エネルギー」「食糧」関連市場に注目します。
- 「エネルギー」「食糧」価格の値動きを、商品価格と株価の二つの側面からとらえることを目指します。
- 「エネルギー」「食糧」関連の新たな技術・ビジネスへの投資機会を、株式への投資を通じて獲得します。

ファンドの基本方針

- 「エネルギー」「食糧」関連の商品価格指数連動債と、国内外の株式（以下、グローバル株式といいます）を組み合わせ運用を行います。
- 組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

※「エネルギー」とは、商品先物市場の主要取引品目である石油や天然ガス等の化石燃料のほか、電力・代替エネルギー等人為的に作り出されるもの等を含みます。

※「食糧」とは、商品先物市場の主要取引品目である小麦や大豆、とうもろこし等のほか、穀物以外の農産物、生鮮食料品等も含めた、わたしたちの生活に深いつながりがある「食」全般を指します。

ファンドの資産配分イメージ

- 「エネルギー」「食糧」関連の商品価格指数連動債とグローバル株式に分散投資を行い、市況動向等に応じて各資産の投資配分比率を変更することにより、「エネルギー」「食糧」関連市場の成長性を多面的にとらえることを目指します。



※上記は資産配分のイメージであり、各資産への投資比率は市況動向に応じて変更します。ただし、エネルギー指数連動債と農産物指数連動債の合計は、原則として純資産総額の50%未満とすることを基本方針とします。また、市況動向等によっては、短期金融資産の比率を高める場合もあります。

※上図は基本的な資産配分を示したものであり、常に上図の通り運用することを示したものではありません。

「大地の恵み」の運用のポイント



商品価格指数連動債への投資

- 商品価格指数連動債は、商品価格の代表的な指数である「S&P GSCI商品指数(S&P GSCI™)」のサブインデックスである「エネルギー指数(S&P GSEN-TR)」と「農産物指数(S&P GSAG-TR)」に追隨して時価や償還価格が変動する性格の債券です。

エネルギー指数(S&P GSEN-TR)の構成目	
原油(WTI)	灯油
北海ブレント原油	軽油
RBOBガソリン	天然ガス

農産物指数(S&P GSAG-TR)の構成目	
小麦	棉花
赤小麦	砂糖
とうもろこし	コーヒー
大豆	ココア

※ S&P GSCI 商品指数(S&P GSCI™)とはコモディティ価格のベンチマークとして設計されたインデックスで、2012年10月末日現在、24の商品先物で構成され、世界生産額により加重平均されています。

※ S&P GSCI™構成要素のうち、エネルギーセクターに含まれる6商品によって構成されたインデックス「エネルギー指数(S&P GSEN-TR)」、農産物セクターに含まれる8商品によって構成されたインデックス「農産物指数(S&P GSAG-TR)」は、S&P GSCI™マニュアルにしたがって、期近派月から次の派月への乗換えが数量調整によって機械的に行われ、さらに金利(3カ月T-Bill)が再投資にまわされることによって得られるリターンを表すインデックスです。

※「スタンダード&プアーズ」、「S&P」、「S&P GSCI™」はザ・マグロウ・ヒル・カンパニーズ社の登録商標であり、東京海上アセットマネジメント投信に対して使用許諾が与えられています。当ファンドはS&Pによって支持、保証、販売又は販売促進されるものではなく、S&Pは、S&P GSCI™ またはそれに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではありません。

グローバル株式への投資

- グローバル株式への投資に当たっては、中長期的な商品価格上昇の恩恵を受ける企業、中長期的な商品価格上昇を契機として新たな収益機会を見出す企業の両面から投資対象を広く世界に求め、地域分散に配慮してグローバルに投資を行います。
- グローバル株式のうち外国株式への投資に当たっては、委託会社の海外現地法人である Tokio Marine Asset Management(USA)Ltd.(米国)、Tokio Marine Asset Management International Pte.Ltd.(シンガポール)による緻密な調査・分析に基づいた投資助言を基に行います。

エネルギー関連株式の銘柄選択の視点

エネルギー価格の上昇により、直接的に収益性の向上が想定される企業



例 天然資源の探査・開発・精製・輸送事業

エネルギー価格の上昇により、新たな収益機会を見いだすことが期待される企業



例 エネルギー効率の向上に関連する事業
化石燃料に代わる代替エネルギーの開発・応用に関連する事業

食糧関連株式の銘柄選択の視点

食糧の安定供給や食糧需要の増加に対応して、業績拡大が想定される企業



例 食糧生産の拡大や生産性向上のために必要な農機具・農化学製品(肥料・農薬・バイオテクノロジー等)の開発事業



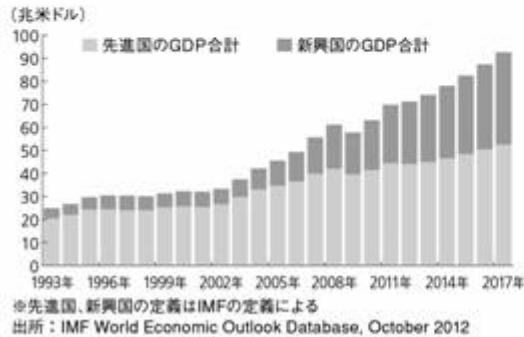
例 食糧供給インフラの構築や水資源の安定供給に関連する事業

「エネルギー」「食糧」を取り巻く環境



- 世界のGDP(国内総生産)総額は、新興国の経済成長を背景に今後も増加が見込まれています。
- 世界人口の約85%を占める新興国は、引き続き人口増加が見込まれています。

世界の名目GDPの推移と見通し



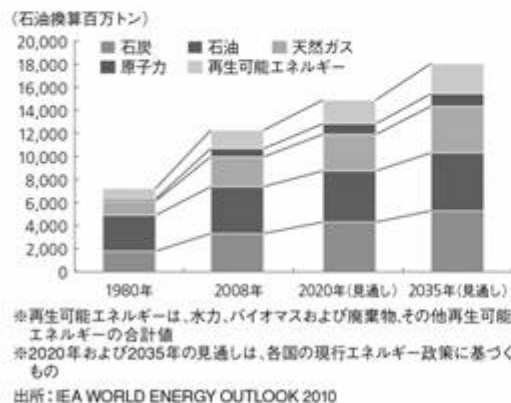
世界人口と人口増加の見通し



エネルギー

- 新興国の経済成長等により世界のエネルギー需要は増加傾向にあり、今後は、エネルギー源の多様化が求められています。

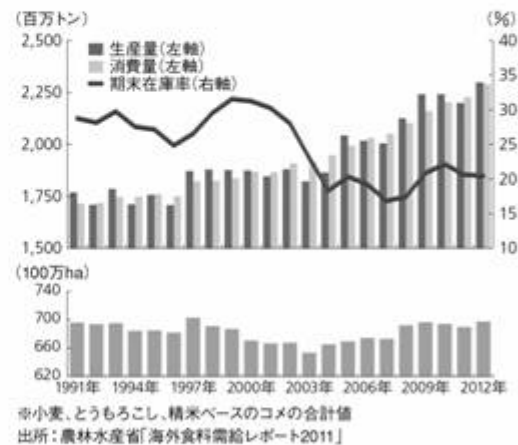
世界の資源別エネルギー需要の推移と見通し



食糧

- 世界の穀物消費量は世界人口の増加や飼料用需要の拡大等を背景に増加傾向にありますが、在庫率は低下傾向にあり、かつ、収穫面積は横ばい状態にあります。

世界の穀物需給と穀物収穫面積の推移と予想



※上記グラフは過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

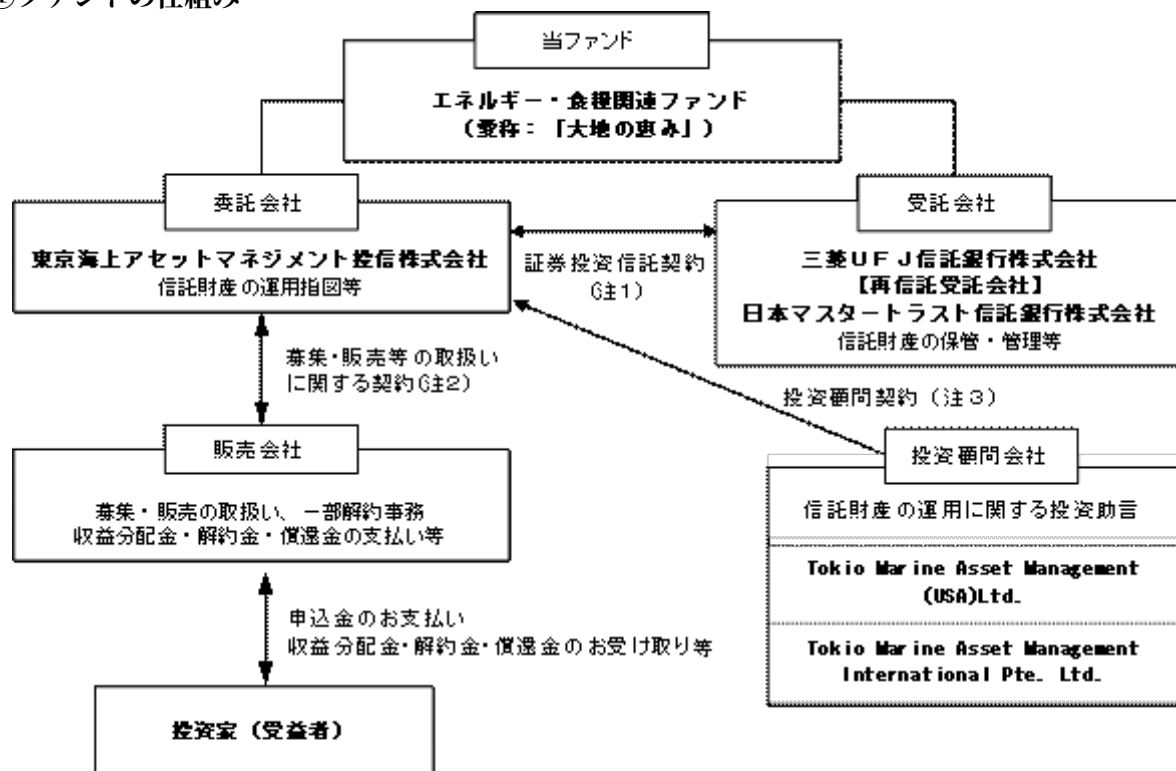
- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成17年9月16日 ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



①注1)ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
 ②注2)販売会社が行う取得申込の受付、解約請求の受付、収益分配金・解約金・償還金の支払い等について規定されています。
 ③注3)信託財産の運用に関する投資助言の内容等が規定されています。

② 委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成24年10月末日現在）
- ・会社の沿革

昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成19年9月 金融商品取引業者として登録

- ・大株主の状況（平成24年10月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主として商品価格指数連動債、およびわが国および外国の証券取引所に上場する株式に投資します。

(2) 投資態度

①「エネルギー」「食糧」関連の商品価格指数連動債（以下それぞれ「エネルギー指数連動債」、「農産物指数連動債」といいます。）および「エネルギー」「食糧」に関連する国内外の株式（以下「グローバル株式」といいます。）に分散投資を行い、市況動向等に応じて各資産への投資配分比率を変更することにより、「エネルギー」「食糧」関連市場の成長を多面的に捉えることを目指します。

②商品価格指数連動債が目標とする商品価格指数は以下のものとします。

- ・エネルギー指数：S&P GSENエネルギー・トータル・リターン指数（S&P GSEN-TR）
- ・農産物指数：S&P GSAG農産物・トータル・リターン指数（S&P GSAG-TR）

③グローバル株式への投資にあたっては、中長期的な商品価格上昇の恩恵を受ける企業、中長期的な商品価格上昇を契機として新たな収益機会を見出す企業、の両面から投資対象を広く世界に求め、地域分散に配慮してグローバルに投資を行います。

なお、グローバル株式のうち外国株式への投資にあたっては、委託会社グループの海外拠点による緻密な調査・分析に基づいた投資助言をもとに行います。

④組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

※S&P GSCI 商品指数（S&P GSCITM）とはコモディティ価格のベンチマークとして設計されたインデックスで、2012年10月末日現在、24の商品先物で構成され、世界生産額により加重平均されています。

※S&P GSCITM構成要素のうち、エネルギー・セクターに含まれる6商品によって構成されたインデックス「エネルギー指数（S&P GSEN-TR）」、農産物セクターに含まれる8商品によって構成されたインデックス「農産物指数（S&P GSAG-TR）」は、S&P GSCITMマニュアルにしたがって、期近限月から次の限月への乗換えが数量調整によって機械的に行われ、さらに金利（3カ月T-Bill）が再投資にまわされることによって得られるリターンを表すインデックスです。

※「スタンダード&プアーズ」、「S&P」、「S&P GSCITM」はザ・マグロウ・ヒル・カンパニーズ社の登録商標であり、東京海上アセットマネジメント投信に対して使用許諾が与えられています。当ファンドは、ザ・マグロウ・ヒル・カンパニーズ社の一部門であるS&Pによって支持、保証、販売又は販売促進されるものではありません。S&Pは当ファンドの所有者もしくは一般の者に対して、S&P GSCITMに関する投資について、もしくは当ファンドに関して、明示的にも暗示的にも、表明、条件付け、又は保証するものではありません。S&Pの東京海上アセットマネジメント投信に対する唯一の関係は、S&P及びS&P GSCITMの商標についての利用許諾を与えることです。S&Pは、S&P GSCITMに関する決定、作成及び計算において、東京海上アセットマネジメント投信又は当ファンドの所有者の要求等を考慮に入れずに行います。S&Pは当ファンドの販売に関する時期、価格の決定、又は当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっておりません。S&Pは、当ファンドの管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を負うものではありません。

S&Pは、S&P GSCITMの計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。

S&Pは、S&P GSCITMに含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。S&Pは、S&P GSCITM又はそれらに含まれるデータの使用により、東京海上アセットマネジメント投信、当ファンドの所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しません。S&Pは、S&P GSCITM又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行いません。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pが責任を負うことはありません。

なお、GSCI（そのサブ・インデックスを含む）はゴールドマン・サックス社又はその関連会社によって所有・支持・承認されるものではありません。

(2) 【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

①有価証券

②デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条（先物取引等の運用指図）、第28条（スワップ取引の運用指図）および第29条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限り。）

③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）

④約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証券
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

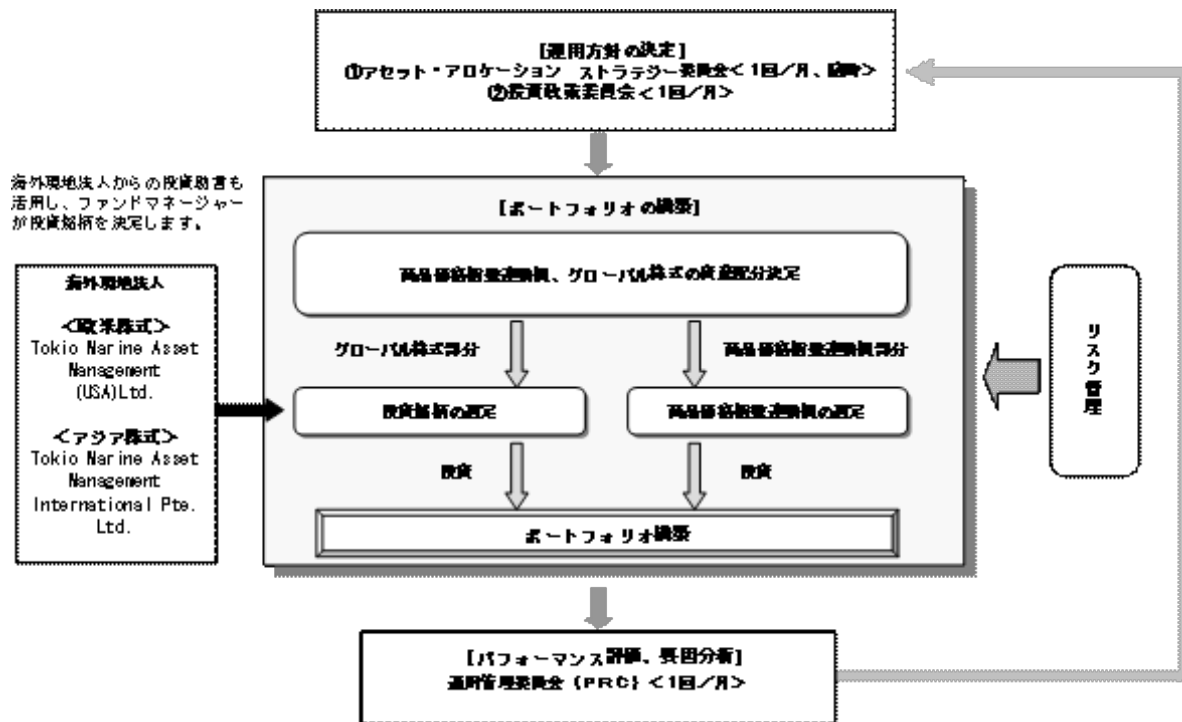
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき商品価格指数連動債およびグローバル株式等に投資します。当ファンドの運用方針は、毎月開催されるアセット・アロケーション ストラテジー委員会にて検討され、投資政策委員会において決定します。資産運用各部署は、投資政策委員会での決定に基づき、各資産への具体的な投資判断を行い、実行します。



当ファンドは運用戦略部（8名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。また、商品価格指数連動債運用部分については運用戦略部が、株式運用部分については株式運用部グローバル株式運用グループ（13名）が、同じく「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（5名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

なお当ファンドは、外国株式への投資にあたって委託会社の米国およびシンガポールの海外現地法人であるTokio Marine Asset Management (USA) Ltd.（以下TMA (USA)）およびTokio Marine Asset Management International Pte. Ltd.（以下TMAI）から運用助言を受けます。TMA (USA)、TMAIはいずれも委託会社の100%子会社であり、委託会社においては、各社の運用面について随時モニタリングを行っていることに加えて、システム面・法務面等各種リスク管理状況の確認や内部監査・コンプライアンスチェック等により各社の経営管理を行っています。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書（SAS70）」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成24年10月末日現在）

(4) 【配分方針】

年1回（原則として9月15日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（※）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（※）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（※）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

- ③計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。
- ④委託会社は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。分配金再投資コースの場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。
- ⑤分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- ①約款に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）
 - a. 株式への投資割合には、制限を設けません。
 - b. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
 - c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ②投資する株式等の範囲（約款第24条）
 - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ③信用取引（約款第26条）
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
 - b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④先物取引等（約款第27条）
 - a. 委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。本書において同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。本書において同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。本書において同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑤スワップ取引（約款第28条）
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ⑥金利先渡し取引および為替先渡し取引（約款第29条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ⑦有価証券の貸付（約款第30条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- ⑧有価証券の空売（約款第31条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「⑨有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができます。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ⑨有価証券の借入（約款第32条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- ⑩特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第33条）
- 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑪外国為替予約取引（約款第34条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑫資金の借入（約款第41条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

1. 投資リスク

当ファンドは、主に外貨建の商品価格指数連動債および国内外の株式など値動きのある証券を投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

①商品先物市場の価格変動リスク

当ファンドが組入れる商品価格指数連動債は、その価格が商品価格指数（エネルギー指数：S&P GSEN-TR、農産物指数：S&P GSAG-TR）の動きに追随する性質を有しています。

商品価格指数の構成要素である商品先物の価格は、商品の需給関係の変化、政治的・経済的事由、天候や生産設備の被災等の偶発的要因等、さまざまな影響を受けて変動します。また、これら変動要因は各品目によって異なり、場合によっては特定の品目のみに直接的かつ大きく影響する場合があります。

商品価格指数連動債の価格はこれら商品先物市場の値動きに準じた影響を受けます（ただし証拠金取引の場合とは異なり、あくまでも同額の現物取引を行った場合の値動きに準じます。）ので、基準価額は商品先物市場の変動の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落する可能性があります。また、商品価格指数は期近の先物から期先の先物へ機械的に乗換えを行って算出されるため、期先の先物が期近の先物より高い場合、商品価格指数がマイナスの影響を被る場合があります。その結果、商品価格指数連動債の価格が下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

なお、当ファンドは商品価格指数連動債とグローバル株式とで分散投資を行いますので、商品価格指数連動債の組入れは原則として一定の範囲内に制限されます。そのため、ファンドの資産全体が商品先物市場の価格変動の影響を受けるとは限りません。

②株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

③投資対象をエネルギー関連、食糧関連セクターに限定するリスク

当ファンドは、商品価格指数連動債部分、グローバル株式部分とも「エネルギー」関連及び「食糧」関連の2つのセクターに集中投資を行うことを基本方針としています。

そのため、当ファンドの基準価額は、業種・品目を分散して投資を行う場合に比べてセクター固有の価格変動要因の影響をより大きく受けることになります。

当ファンドは2つのセクターの中長期的な成長性を前提としてその投資対象を限定しておりますが、政変・天候不順・天災地変等の偶発的事象の発生や、設定当初の見通しを大きく変更せざるを得ない事象が生じた場合等、投資対象セクターの限定が当ファンドの基準価額を大きく下落させる要因となる場合があります。

④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤信用リスク

当ファンドが組入れる商品価格指数連動債の発行会社が債務不履行となった場合、想定した投資成果が達成されないリスクがあります。また、当該発行会社の格付けが著しく劣化した場合等には、委託会社の判断で、商品価格指数連動債を途中売却することがあります。この場合、想定した投資成果が達成されない、または運用の基本方針にしたがった運用が維持できない可能性があります。

⑥金利変動リスク

商品価格指数連動債は商品価格指数の変動が主たる価格変動の要因となりますが、金利変動による影響を受ける場合もあります。公社債の場合、一般に金利上昇は価格の下落要因、金利低下は価格の上昇要因となります。金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となる場合があります。

⑦流動性リスク

- ・ 受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約資金の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い、基準価額が大きく下落することがあります。

- ・ 当ファンドが組入れる商品価格指数連動債は、専ら当ファンドの為に発行され、資金移動に応じた追加の発行、および売却時の引受をあらかじめ発行会社と約して組入れを行います。ファンド内におい

て一定比率の短期金融資産を保有する等により組入資産の安定化に配慮しますが、短期間に相当金額の解約申込があった場合、商品価格指数連動債の流動性を原因とした価格下落、または解約受付の制限等が生じる可能性があります。また、政変・天災地変等の偶発的、不可避的要因により商品価格指数の適正な算出が困難となる事態が生じた場合には、商品価格指数連動債の追加発行、売却が制限される場合があります。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に外貨建の商品価格指数連動債及び国内外の株式を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、商品先物市場の価格変動を反映した組入商品価格指数連動債の価格変動、組入れた株式の値動きやそれらの発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

- ①取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。
- ②一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。
- ③委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について、責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
- ④受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。
- ⑤当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

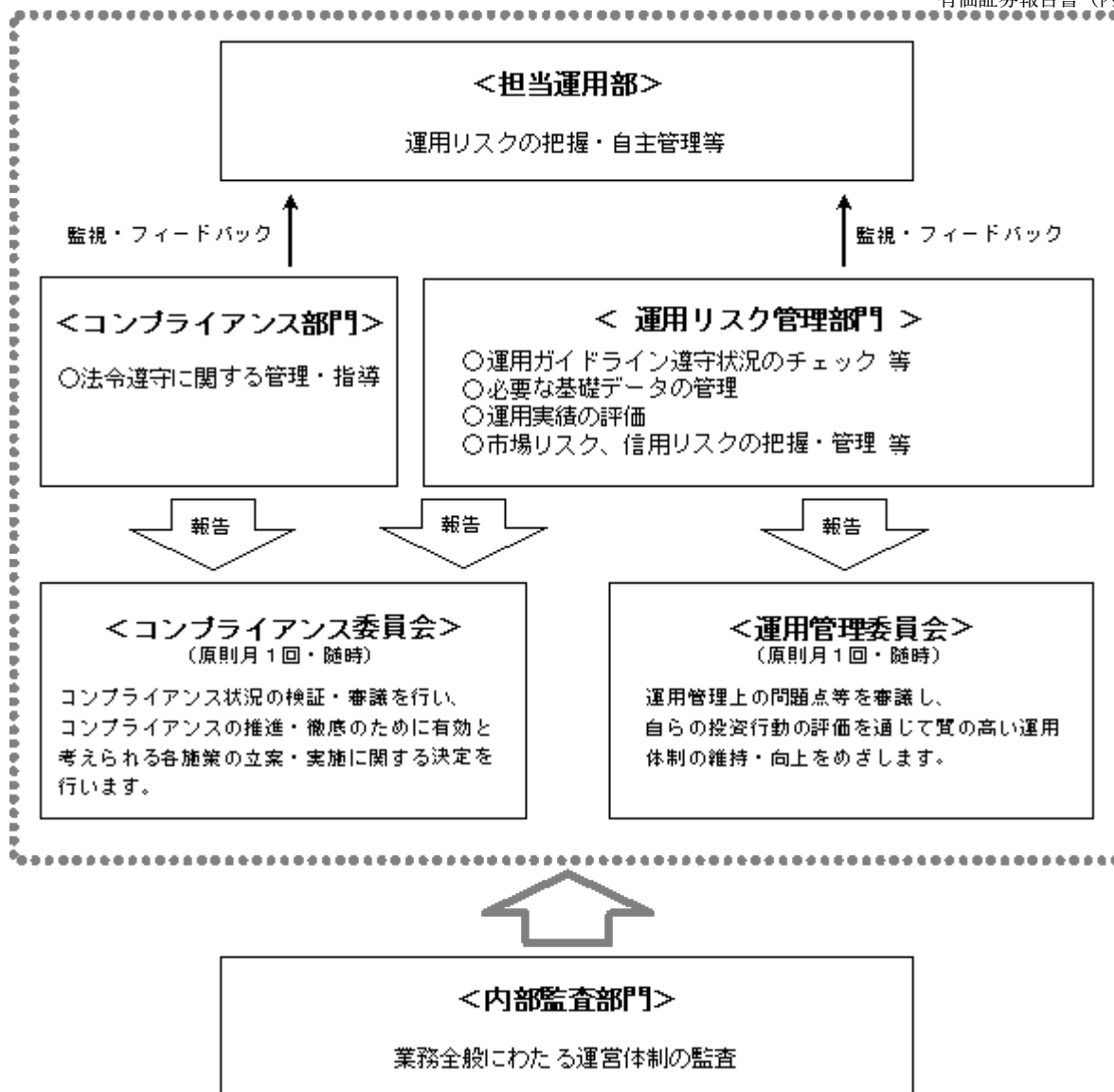
3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

<リスク管理体制>



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ①発行価格に3.15%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。
- ②分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。
ただし、解約時の解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

(3) 【信託報酬等】

- ①委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.575%（税抜1.5%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。
- ②①の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③信託報酬の配分については以下の通りとします。なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社に支払う報酬が含まれています。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.7455% (税抜0.71%)	年0.7455% (税抜0.71%)	年0.084% (税抜0.08%)

(4) 【その他の手数料等】

- ①信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は毎日、純資産総額に対し、年率0.04725%（税抜0.045%）を乗じて得た金額（ただし、年47.25万円（税抜45万円）の1日分相当額

を上限とします。)を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

- ②信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者たる個人または内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成24年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、平成24年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間においては、源泉徴収税率は10.147%（所得税7.147%、地方税3%）となり、申告分離課税を選択した場合の税率は10.147%（所得税7.147%、地方税3%）となります。

また、平成26年1月1日以降においては、源泉徴収税率は20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となり、申告分離課税を選択した場合の税率は20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となります。

解約時および償還時の譲渡益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、平成24年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間の税率は、10.147%（所得税7.147%、地方税3%）となります。

また、平成26年1月1日以降の税率は、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となります。

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※2）超過額については、平成24年12月31日までは7%の税率による所得税の源泉徴収が行われ、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。

平成26年1月1日以降の所得税の源泉徴収税率は15.315%となります。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

（※1）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※2）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。

5【運用状況】

以下は平成24年10月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	178,871,400	5.09
	アメリカ	913,421,098	26.03
	カナダ	113,479,375	3.23
	イタリア	20,668,329	0.58
	オーストラリア	37,657,866	1.07
	イギリス	202,099,545	5.75
	スイス	85,023,077	2.42
	バミューダ	13,956,432	0.39
	香港	20,770,740	0.59
	シンガポール	22,706,695	0.64
	オランダ	17,439,565	0.49
	スペイン	15,061,851	0.42
	ベルギー	64,352,975	1.83
	スウェーデン	9,274,122	0.26
	オーストリア	9,637,989	0.27
	デンマーク	20,178,203	0.57
	ポルトガル	10,224,470	0.29
	中華人民共和国	54,932,824	1.56
	ケイマン	51,768,024	1.47
	キュラソー	22,336,664	0.63
	小計	1,883,861,244	53.69
社債券	イギリス	1,379,028,513	39.30
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		245,875,028	7.00
合計（純資産総額）		3,508,764,785	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	業種	種類	利率	償還期限	数量	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
								単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	SPGSAG 20130410 BARCLAY	イギリス	—	社債券	0.0	2013/04/10	6,000,000	9,219.21	553,152,667	8,863.68	531,821,312	15.15
2	SPGSEN 20130627 BARCLAY	イギリス	—	社債券	0.0	2013/06/27	5,000,000	9,923.64	496,182,225	9,221.76	461,088,012	13.14
3	SPGSEN 20130130 BARCLAY	イギリス	—	社債券	0.0	2013/01/30	3,000,000	8,078.00	242,340,058	7,509.46	225,284,056	6.42
4	SPGSAG 20130716 BARCLAY	イギリス	—	社債券	0.0	2013/07/16	2,000,000	8,364.37	167,287,593	8,041.75	160,835,133	4.58
5	ECOLAB INC	アメリカ	素材	株式	—	—	15,400	5,086.29	78,328,881	5,541.14	85,333,703	2.43
6	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	アメリカ	食品・飲料・タバコ	株式	—	—	37,900	2,166.75	82,119,900	2,154.80	81,667,033	2.32
7	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	食品・飲料・タバコ	株式	—	—	14,600	5,004.26	73,062,320	5,098.28	74,434,968	2.12
8	NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	公益事業	株式	—	—	13,000	5,381.03	69,953,429	5,537.96	71,993,521	2.05
9	DANAHER CORP	アメリカ	資本財	株式	—	—	16,800	4,368.55	73,391,713	4,123.99	69,283,169	1.97
10	ANHEUSER-BUSCH INBEV	ベルギー	食品・飲料・タバコ	株式	—	—	9,400	6,719.01	63,158,736	6,846.06	64,352,975	1.83
11	WESTAR ENERGY INC	アメリカ	公益事業	株式	—	—	26,600	2,318.10	61,661,619	2,352.35	62,572,770	1.78

12	ENBRIDGE INC	カナダ	エネルギー	株式	—	—	19,400	3,092.76	59,999,716	3,156.52	61,236,505	1.74
13	WHOLE FOODS MARKET INC	アメリカ	食品・生活必需品小売り	株式	—	—	7,800	7,776.40	60,655,991	7,504.76	58,537,195	1.66
14	PRAXAIR INC	アメリカ	素材	株式	—	—	6,850	8,600.09	58,910,641	8,388.19	57,459,156	1.63
15	TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	ケイマン	食品・飲料・タバコ	株式	—	—	218,000	241.58	52,664,440	237.46	51,768,024	1.47
16	TATE & LYLE PLC	イギリス	食品・飲料・タバコ	株式	—	—	53,500	829.76	44,392,374	927.08	49,598,887	1.41
17	EOG RESOURCES INC	アメリカ	エネルギー	株式	—	—	4,800	9,272.42	44,507,635	9,088.40	43,624,365	1.24
18	ALTRIA GROUP INC	アメリカ	食品・飲料・タバコ	株式	—	—	16,800	2,645.50	44,444,544	2,530.00	42,504,026	1.21
19	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	資本財	株式	—	—	23,000	1,756.50	40,399,569	1,681.62	38,677,319	1.10
20	SEMPRA ENERGY	アメリカ	公益事業	株式	—	—	7,000	5,213.74	36,496,229	5,494.94	38,464,627	1.09
21	BG GROUP PLC	イギリス	エネルギー	株式	—	—	20,500	1,653.12	33,889,072	1,702.42	34,899,707	0.99
22	HJ HEINZ CO	アメリカ	食品・飲料・タバコ	株式	—	—	7,500	4,472.11	33,540,843	4,556.55	34,174,140	0.97
23	ヤクルト本社	日本	食料品	株式	—	—	8,400	3,425.00	28,770,000	3,720.00	31,248,000	0.89
24	TECK RESOURCES LTD	カナダ	素材	株式	—	—	11,500	2,532.54	29,124,304	2,486.32	28,592,772	0.81
25	味の素	日本	食料品	株式	—	—	23,000	1,182.00	27,186,000	1,219.00	28,037,000	0.79
26	アリアケジャパン	日本	食料品	株式	—	—	15,700	1,697.00	26,642,900	1,702.00	26,721,400	0.76
27	DIAGEO PLC	イギリス	食品・飲料・タバコ	株式	—	—	11,600	2,155.72	25,006,372	2,279.29	26,439,764	0.75
28	BHP BILLITON LTD	オーストラリア	素材	株式	—	—	9,000	2,826.59	25,439,359	2,811.69	25,305,272	0.72
29	NATIONAL OILWELL VARCO INC	アメリカ	エネルギー	株式	—	—	4,100	6,675.50	27,369,582	5,940.24	24,355,009	0.69
30	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	アメリカ	食品・飲料・タバコ	株式	—	—	3,400	7,224.36	24,562,842	7,032.38	23,910,108	0.68

b. 投資有価証券の種類

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	食料品	2.45
		金属製品	0.31
		機械	0.84
		電気機器	0.59
		輸送用機器	0.90
	国外	エネルギー	11.08
		素材	7.04
		資本財	5.37
		自動車・自動車部品	0.21
		食品・生活必需品小売り	2.41
		食品・飲料・タバコ	16.23
		家庭用品・パーソナル用品	0.54
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.32
		公益事業	5.35
社債券	—	—	39.30
合 計			92.99

- ②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(平成18年 9月15日)	19,849	20,782	1.0390	1.0878
2期	(平成19年 9月18日)	17,705	19,391	1.1431	1.2520
3期	(平成20年 9月16日)	9,489	9,489	1.0013	1.0013
4期	(平成21年 9月15日)	5,146	5,146	0.7929	0.7929
5期	(平成22年 9月15日)	4,188	4,188	0.8047	0.8047
6期	(平成23年 9月15日)	5,980	5,980	0.8099	0.8099
7期	(平成24年 9月18日)	3,647	3,647	0.8767	0.8767
平成23年10月末日		5,457	—	0.8354	—
11月末日		4,786	—	0.7991	—
12月末日		4,526	—	0.8051	—
平成24年 1月末日		4,209	—	0.8065	—
2月末日		4,411	—	0.8815	—
3月末日		4,248	—	0.8769	—
4月末日		4,107	—	0.8717	—
5月末日		3,638	—	0.7912	—
6月末日		3,490	—	0.8004	—
7月末日		3,645	—	0.8549	—
8月末日		3,623	—	0.8660	—
9月末日		3,544	—	0.8540	—
10月末日		3,508	—	0.8615	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0500
2期	0.1100
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000

③【収益率の推移】

期	年月日	収益率（％）（分配付）
1期	(平成18年 9月15日)	8.8
2期	(平成19年 9月18日)	20.5
3期	(平成20年 9月16日)	△12.4
4期	(平成21年 9月15日)	△20.8
5期	(平成22年 9月15日)	1.5

6期	(平成23年 9月15日)	0.6
7期	(平成24年 9月18日)	8.2

(4)【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	32,362,289,560	13,257,203,000	19,105,086,560
2期	6,801,256,640	10,417,711,944	15,488,631,256
3期	4,707,499,377	10,718,864,032	9,477,266,601
4期	468,185,266	3,454,984,204	6,490,467,663
5期	482,624,251	1,767,421,251	5,205,670,663
6期	4,821,646,166	2,643,346,123	7,383,970,706
7期	46,803,131	3,270,564,326	4,160,209,511

<参考情報>

(平成24年10月31日現在)

基準価額、パフォーマンス等の状況

● 基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。
 ※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※設定日は2005年9月16日です。

● 基準価額・純資産総額

基準価額	8,615円
純資産総額	3,509百万円

● 騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	+0.88	+0.77	-1.17	+3.12	+3.04	-1.02

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

● 分配の推移（1万口当たり、税引前）

第3期	2008年9月16日	0円
第4期	2009年9月15日	0円
第5期	2010年9月15日	0円
第6期	2011年9月15日	0円
第7期	2012年9月18日	0円
設定来累計		1,600円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。
 分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

資産の状況の比率は純資産総額に占める割合です。

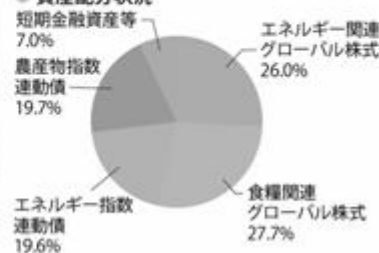
● 商品価格指数連動債組入上位銘柄

	銘柄	通貨	償還日	比率(%)
1	農産物指数連動債 BARCLAY	米ドル	2013年4月10日	15.2
2	エネルギー指数連動債 BARCLAY	米ドル	2013年6月27日	13.1
3	エネルギー指数連動債 BARCLAY	米ドル	2013年1月30日	6.4
4	農産物指数連動債 BARCLAY	米ドル	2013年7月16日	4.6
5				

※上記 BARCLAY とは、パークレイズ・バンク・ビーエルシー (Barclays Bank PLC) のことで、2012年10月31日現在格付けは A2/Moody's 社、A+/S&P 社です。

※上記商品価格指数連動債は、商品価格の代表的な指数である「S&P GSCI 商品指数 (S&P GSCITM)」のサブインデックスである「エネルギー指数 (S&P GSEN-TR)」「農産物指数 (S&P GSAG-TR)」に追隨して時価や償還価格が変動する性格の債券です。

● 資産配分状況



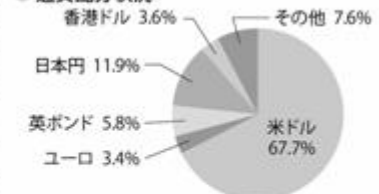
● グローバル株式組入上位10銘柄

グローバル株式の組入銘柄数 67

	銘柄	国名	投資テーマ	比率(%)
1	ECOLAB INC	アメリカ	食糧	2.4
2	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	アメリカ	食糧	2.3
3	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	食糧	2.1
4	NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	エネルギー	2.1
5	DANAHER CORP	アメリカ	食糧	2.0
6	ANHEUSER-BUSCH INBEV	ベルギー	食糧	1.8
7	WESTAR ENERGY INC	アメリカ	エネルギー	1.8
8	ENBRIDGE INC	カナダ	エネルギー	1.7
9	WHOLE FOODS MARKET INC	アメリカ	食糧	1.7
10	PRAXAIR INC	アメリカ	エネルギー	1.6

※グローバル株式におけるエネルギー関連・食糧関連の「投資テーマ」分類は基準日現在の委託会社の判断によるものです。

● 通貨配分状況



※資産配分比率、通貨配分比率は小数第2位を四捨五入していますので合計が100%とならない場合があります。

※資産配分比率の短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。



第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日がニューヨーク、ロンドンおよびフランクフルトの証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
- b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
 取得申込受付日の翌営業日の基準価額
 基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
 ●委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
 東京海上アセットマネジメント投信 サービスデスク
 0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- f. 申込手数料は、発行価格に3.15%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- g. 上記にかかわらず、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日がニューヨーク、ロンドンおよびフランクフルトの証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を差し引いた価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い

合わせることににより知ることができます。

- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
株式	原則として、上場されている取引所における計算日（外国株式の場合は、計算時に知り得る直近の日）の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、平成17年9月16日から平成27年9月15日までとします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年9月16日から翌年9月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（※）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

①信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して

書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- f. 上記c. からe. の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。
- g. 信託契約を解約する場合において、上記c. の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「②信託約款の変更」 d. に該当する場合は除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 委託会社は、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、あるいは裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、あらかじめ、監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託約款を変更することができます。
- b. 変更事項のうち、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記a. の約款変更を行いません。その場合には、委託会社は、内閣府令で定めるところにより、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- e. その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する信託約款の変更を行う場合において、上記c. の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記b. からd. の規定にしたがいます。

③関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

④運用報告書

毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、知っている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。なお、期間中に行った信託約款の変更等のうち、委託会社が重要と判断した事項については、運用報告書に記載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

a. 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

d. 買取請求権

信託契約を解約して信託を終了させるとき、および信託約款の変更を行う場合において、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、委託会社によって定められた期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第7期計算期間（平成23年9月16日から平成24年9月18日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

エネルギー・食糧関連ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 [平成23年 9月15日現在]	第7期 [平成24年 9月18日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	1,548,244	2,350,460
コール・ローン	293,195,767	354,250,535
株式	3,032,117,201	1,882,904,446
社債券	2,750,720,743	1,439,548,782
未収入金	181,873	60,978
未収配当金	5,677,399	3,856,104
未収利息	531	656
流動資産合計	6,083,441,758	3,682,971,961
資産合計	6,083,441,758	3,682,971,961
負債の部		
流動負債		
未払解約金	45,870,800	4,763,327
未払受託者報酬	3,040,057	1,640,899
未払委託者報酬	53,960,899	29,125,853
その他未払費用	236,250	236,250
流動負債合計	103,108,006	35,766,329
負債合計	103,108,006	35,766,329
純資産の部		
元本等		
元本	※1 7,383,970,706	※1 4,160,209,511
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △1,403,636,954	※2 △513,003,879
（分配準備積立金）	153,103,447	127,032,188
元本等合計	5,980,333,752	3,647,205,632
純資産合計	5,980,333,752	3,647,205,632
負債純資産合計	6,083,441,758	3,682,971,961

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 平成22年 9月16日 至 平成23年 9月15日	第7期 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 9月18日
営業収益		
受取配当金	53,842,436	47,305,963
受取利息	827,280	303,082
有価証券売買等損益	100,180,281	218,180,682
為替差損益	△417,437,477	65,653,786
その他収益	5,421,969	2,230,917
営業収益合計	△257,165,511	333,674,430
営業費用		
受託者報酬	5,010,238	3,655,305
委託者報酬	88,931,541	64,881,495
その他費用	1,511,456	1,474,028
営業費用合計	95,453,235	70,010,828
営業利益又は営業損失（△）	△352,618,746	263,663,602
経常利益又は経常損失（△）	△352,618,746	263,663,602
当期純利益又は当期純損失（△）	△352,618,746	263,663,602
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	72,496,803	△9,472,691
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,016,770,818	△1,403,636,954
剰余金増加額又は欠損金減少額	417,878,196	624,671,567
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	417,878,196	624,671,567
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	379,628,783	7,174,785
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	379,628,783	7,174,785
分配金	— ※1	— ※1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,403,636,954	△513,003,879

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第7期 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 9月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日の取扱い 平成24年9月15日とその翌日とその翌々日が休日のため、当計算期間末日を平成24年9月18日としております。このため、当計算期間は、369日となっております。

(追加情報)

第7期 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 9月18日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第6期 [平成23年 9月15日現在]	第7期 [平成24年 9月18日現在]
1. ※1 期首元本額	5,205,670,663円	7,383,970,706円
期中追加設定元本額	4,821,646,166円	46,803,131円
期中一部解約元本額	2,643,346,123円	3,270,564,326円

2.※1 計算期間末日における受益権の総数	7,383,970,706口	4,160,209,511口
3.※2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,403,636,954円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は513,003,879円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 平成22年 9月16日 至 平成23年 9月15日	第7期 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 9月18日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（375,010,002円）及び分配準備積立金（153,103,447円）より、分配対象額は528,113,449円（1万口当たり715.20円）であります。分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（38,308,395円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（212,151,976円）及び分配準備積立金（88,723,793円）より、分配対象額は339,184,164円（1万口当たり815.29円）であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第6期 自 平成22年 9月16日 至 平成23年 9月15日	第7期 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 9月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左
-------------------	---	----

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第6期 [平成23年 9月15日現在]	第7期 [平成24年 9月18日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

第6期（自 平成22年9月16日 至 平成23年9月15日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△160,340,459
社債券	△2,180,951
合計	△162,521,410

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第7期（自 平成23年9月16日 至 平成24年9月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	213,189,378
社債券	192,617,946
合計	405,807,324

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

第6期（平成23年9月15日現在）

該当事項はありません。

第7期（平成24年9月18日現在）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第6期 [平成23年 9月15日現在]		第7期 [平成24年 9月18日現在]	
1口当たり純資産額	0.8099円	1口当たり純資産額	0.8767円
（1万口当たり純資産額	8,099円）	（1万口当たり純資産額	8,767円）

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
日本円	株	日本円	日本円	
ヤクルト本社	8,400	3,425	28,770,000	
味の素	23,000	1,182	27,186,000	
アリアケジャパン	15,700	1,697	26,642,900	
リンナイ	2,000	5,590	11,180,000	
ホシザキ電機	8,000	2,182	17,456,000	
三菱重工業	36,000	337	12,132,000	
三菱電機	35,000	650	22,750,000	
デンソー	4,000	2,740	10,960,000	
シマノ	4,300	5,560	23,908,000	

日本円小計	136,400		180,984,900	
	銘柄数	9		
	比 率	5.0%	9.6%	
米ドル	株	米ドル	米ドル	
ANADARKO PETROLEUM CORP	4,500	74.17	333,765.00	
CORE LABORATORIES N.V.	2,100	130.24	273,504.00	
EOG RESOURCES INC	4,800	116.40	558,720.00	
EXXON MOBIL CORPORATION	1,700	91.91	156,247.00	
KINDER MORGAN INC	7,500	36.24	271,800.00	
NATIONAL OILWELL VARCO INC	4,100	83.80	343,580.00	
SCHLUMBERGER LTD	4,000	77.14	308,560.00	
ECOLAB INC	15,400	63.85	983,290.00	
POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	7,400	42.75	316,350.00	
PRAXAIR INC	6,850	107.96	739,526.00	
DANAHER CORP	16,800	54.84	921,312.00	
FLUOR CORP	1,900	59.61	113,259.00	
GENERAL ELECTRIC CO	23,000	22.05	507,150.00	
PALL CORP	3,350	63.25	211,887.50	
BORGWARNER INC	1,500	76.04	114,060.00	
KROGER CO	8,000	23.81	190,480.00	
WHOLE FOODS MARKET INC	7,800	97.62	761,436.00	
ALTRIA GROUP INC	16,800	33.21	557,928.00	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	37,900	27.20	1,030,880.00	
BUNGE LIMITED	2,500	66.95	167,375.00	
HJ HEINZ CO	7,500	56.14	421,050.00	
INGREDION INC	2,600	55.21	143,546.00	
KELLOGG CO	4,200	50.47	211,974.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	3,400	90.69	308,346.00	
ENERGIZER HOLDINGS INC	3,300	67.92	224,136.00	
UNIVERSAL DISPLAY CORP	4,300	42.63	183,309.00	
AES CORPORATION	17,800	11.40	202,920.00	
NEXTERA ENERGY INC	13,000	67.55	878,150.00	
SEMPRA ENERGY	7,000	65.45	458,150.00	
WESTAR ENERGY INC	26,600	29.10	774,060.00	
米ドル小計	267,600		12,666,750.50 (995,606,589)	
	銘柄数	30		
	比 率	27.3%	52.9%	
加ドル	株	加ドル	加ドル	
ENBRIDGE INC	19,400	38.81	752,914.00	
TECK RESOURCES LTD	11,500	31.78	365,470.00	
加ドル小計	30,900		1,118,384.00 (90,164,118)	
	銘柄数	2		
	比 率	2.5%	4.8%	
ユーロ	株	ユーロ	ユーロ	

SAIPEM	5,800	39.31	227,998.00	
ANDRITZ AG	2,000	46.04	92,080.00	
JERONIMO MARTINS	7,300	12.85	93,805.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV	9,400	65.05	611,470.00	
VISCOFAN SA	3,900	33.79	131,781.00	
ユーロ小計	28,400		1,157,134.00 (119,115,373)	
	銘柄数	5		
	比 率	3.3%	6.3%	
英ポンド	株	英ポンド	英ポンド	
BG GROUP PLC	20,500	12.91	264,655.00	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	7,000	23.19	162,365.00	
TULLOW OIL PLC	12,700	14.44	183,388.00	
XSTRATA PLC	5,400	10.53	56,889.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	5,000	31.54	157,700.00	
DIAGEO PLC	11,600	16.83	195,286.00	
SABMILLER PLC	6,500	27.17	176,605.00	
TATE & LYLE PLC	53,500	6.48	346,680.00	
英ポンド小計	122,200		1,543,568.00 (196,974,712)	
	銘柄数	8		
	比 率	5.4%	10.5%	
スイスフラン	株	スイスフラン	スイスフラン	
ABB LTD	7,300	18.45	134,685.00	
NESTLE SA-REGISTERED	14,600	58.55	854,830.00	
スイスフラン小計	21,900		989,515.00 (83,851,501)	
	銘柄数	2		
	比 率	2.3%	4.5%	
スウェーデンクローネ	株	スウェーデン クローネ	スウェーデン クローネ	
SWEDISH MATCH AB	3,300	263.70	870,210.00	
スウェーデンクローネ小計	3,300		870,210.00 (10,390,307)	
	銘柄数	1		
	比 率	0.3%	0.6%	
デンマーククローネ	株	デンマーク クローネ	デンマーク クローネ	
NOVOZYMES A/S-B SHARES	9,100	159.20	1,448,720.00	
デンマーククローネ小計	9,100		1,448,720.00 (20,006,823)	
	銘柄数	1		
	比 率	0.5%	1.1%	
豪ドル	株	豪ドル	豪ドル	
SANTOS LTD	13,000	12.02	156,260.00	
BHP BILLITON LTD	9,000	34.15	307,350.00	

豪ドル小計	22,000		463,610.00 (38,080,925)	
	銘柄数	2		
	比 率	1.0%	2.0%	
香港ドル	株	香港ドル	香港ドル	
CHINA COAL ENERGY CO	250,000	7.30	1,825,000.00	
CNOOC Ltd	65,000	16.24	1,055,600.00	
PETROCHINA CO LTD	208,000	9.99	2,077,920.00	
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-H	386,000	3.32	1,281,520.00	
CHINA AGRI-INDUSTRIES HOLDINGS	204,000	4.19	854,760.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	218,000	23.50	5,123,000.00	
香港ドル小計	1,331,000		12,217,800.00 (123,888,492)	
	銘柄数	6		
	比 率	3.4%	6.6%	
シンガポールドル	株	シンガポールドル	シンガポールドル	
KEPPEL CORP LTD	32,600	11.40	371,640.00	
シンガポールドル小計	32,600		371,640.00 (23,840,706)	
	銘柄数	1		
	比 率	0.7%	1.3%	
合 計	株 2,005,400		円 1,882,904,446 (1,701,919,546)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	SPGSAG 20130410 BARCLAY	6,000,000	米ドル 6,943,920.00	
		SPGSAG 20130716 BARCLAY	2,000,000	2,100,020.00	
		SPGSEN 20130130 BARCLAY	3,000,000	3,042,180.00	
		SPGSEN 20130627 BARCLAY	5,000,000	6,228,750.00	
	米ドル小計		16,000,000	18,314,870.00 (1,439,548,782)	
		銘柄数	4		
		比 率	39.5%	100.0%	
社債券合計				円 1,439,548,782 (1,439,548,782)	
合計				円 1,439,548,782 (1,439,548,782)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年10月31日現在

種類	金額
I 資産総額	3,515,463,842 円
II 負債総額	6,699,057 円
III 純資産総額（I－II）	3,508,764,785 円
IV 発行済数量	4,073,022,028 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.8615 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典
特典はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
4. 受益権の譲渡
 - ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
5. 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
6. 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
7. 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。
8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成24年10月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

- ①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
- ②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
- ③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
- ④売買の執行はトレーディング部が行います。
- ⑤運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
- ⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年10月31日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	5,931
追加型株式投資信託	115	1,628,527
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	13	75,338
合計	129	1,709,796

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,046,015	5,761,145
前払費用	125,909	137,793
未収委託者報酬	1,451,584	1,436,947
未収収益	1,921,269	1,777,274
繰延税金資産	205,707	190,994
その他の流動資産	63,354	21,473
流動資産計	8,813,842	9,325,628
固定資産		
有形固定資産	* 1 339,073	* 1 259,429
建物	180,320	153,031
器具備品	158,752	106,397
無形固定資産	3,144	3,144
電話加入権	3,144	3,144
投資その他の資産	1,013,432	929,396
投資有価証券	39,419	16,664
関係会社株式	254,342	254,342
その他の関係会社有価証券	30,000	31,200
長期前払費用	192,205	143,968
敷金	368,720	361,849
繰延税金資産	128,745	121,371
固定資産計	1,355,650	1,191,969
資産合計	10,169,492	10,517,598
負債の部		
流動負債		
預り金	25,297	28,305
未払金	* 2 1,113,561	* 2 1,318,980
未払手数料	387,066	388,412
その他未払金	726,495	930,567
未払費用	322,235	52,898
未払消費税等	100,812	67,999
未払法人税等	616,000	544,000
前受収益	513,554	415,827
賞与引当金	202,702	207,304
その他の流動負債	1,250	787
流動負債計	2,895,413	2,636,103
固定負債		
退職給付引当金	110,188	115,077
役員退職慰労引当金	18,170	25,260
固定負債計	128,358	140,337
負債合計	3,023,771	2,776,440
純資産の部		
株主資本	7,145,769	7,741,052
資本金	2,000,000	2,000,000
利益剰余金	5,145,769	5,741,052

利益準備金	334,429	388,426
その他利益剰余金	4,811,339	5,352,625
繰越利益剰余金	4,811,339	5,352,625
評価・換算差額等	△47	105
その他有価証券評価差額金	△47	105
純資産合計	7,145,721	7,741,157
負債・純資産合計	10,169,492	10,517,598

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,632,692	5,441,098
運用受託報酬	5,850,581	6,132,962
投資助言報酬	12,636	24,836
その他営業収益	1,992	1,992
営業収益計	10,497,903	11,600,891
営業費用		
支払手数料	1,391,029	1,957,922
広告宣伝費	174,374	117,675
公告費	—	2,281
調査費	3,295,822	3,263,965
調査費	1,319,199	1,195,887
委託調査費	* 1 1,976,623	* 1 2,068,077
委託計算費	79,398	85,593
営業雑経費	128,802	127,614
通信費	34,541	31,372
印刷費	68,848	69,710
協会費	6,488	14,644
諸会費	10,375	4,391
図書費	8,548	7,495
営業費用計	5,069,426	5,555,052
一般管理費		
給料	2,215,928	2,399,236
役員報酬	66,840	71,115
給料・手当	* 1 1,639,732	* 1 1,730,916
賞与	509,356	597,205
交際費	13,554	10,606
旅費交通費	110,556	100,354
租税公課	40,194	41,500
不動産賃借料	383,281	343,381
役員退職慰労引当金繰入	5,570	7,090
退職給付費用	77,059	72,098
賞与引当金繰入	202,702	207,304
固定資産減価償却費	113,902	99,879
法定福利費	360,240	381,465
福利厚生費	9,681	9,181
諸経費	395,518	377,049
一般管理費計	3,928,188	4,049,148
営業利益	1,500,287	1,996,689
営業外収益		
受取配当金	* 1 117,681	* 1 115,821
受取利息	2,129	1,091
雑益	19,676	1,064
営業外収益計	139,487	117,976
営業外費用		

雑損	25,194	32,361
営業外費用計	25,194	32,361
経常利益	1,614,580	2,082,305
特別損失		
器具備品除却損	1,551	71
投資有価証券売却損	6	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	7,443	—
特別損失計	9,000	71
税引前当期純利益	1,605,579	2,082,233
法人税、住民税及び事業税	792,702	924,989
法人税等還付税額	△24,710	—
法人税等調整額	△89,175	21,996
法人税等合計	678,816	946,985
当期純利益	926,763	1,135,247

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000,000	2,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	287,619	334,429
当期変動額		
剰余金の配当	46,810	53,996
当期変動額合計	46,810	53,996
当期末残高	334,429	388,426
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	4,399,488	4,811,339
当期変動額		
剰余金の配当	△514,912	△593,960
当期純利益	926,763	1,135,247
当期変動額合計	411,850	541,286
当期末残高	4,811,339	5,352,625
利益剰余金合計		
当期首残高	4,687,107	5,145,769
当期変動額		
剰余金の配当	△468,102	△539,964
当期純利益	926,763	1,135,247
当期変動額合計	458,661	595,282
当期末残高	5,145,769	5,741,052
株主資本合計		
当期首残高	6,687,107	7,145,769
当期変動額		
剰余金の配当	△468,102	△539,964

当期純利益	926,763	1,135,247
当期変動額合計	458,661	595,282
当期末残高	7,145,769	7,741,052
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	73	△47
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△121	153
当期変動額合計	△121	153
当期末残高	△47	105
評価・換算差額等合計		
当期首残高	73	△47
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△121	153
当期変動額合計	△121	153
当期末残高	△47	105
純資産合計		
当期首残高	6,687,181	7,145,721
当期変動額		
剰余金の配当	△468,102	△539,964
当期純利益	926,763	1,135,247
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△121	153
当期変動額合計	458,540	595,436
当期末残高	7,145,721	7,741,157

重要な会計方針

第27期
自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

追加情報

第27期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第26期 平成23年3月31日現在	第27期 平成24年3月31日現在																								
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>67,520千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>337,637千円</td></tr> </table> ※ 2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 <table> <tr> <td>未払金</td><td>541,759千円</td></tr> <tr> <td>（うち支配株主に対するもの</td><td>107,000千円）</td></tr> <tr> <td>（うち子会社に対するもの</td><td>122,692千円）</td></tr> <tr> <td>（うち関連会社に対するもの</td><td>312,065千円）</td></tr> </table>	建物	67,520千円	器具備品	337,637千円	未払金	541,759千円	（うち支配株主に対するもの	107,000千円）	（うち子会社に対するもの	122,692千円）	（うち関連会社に対するもの	312,065千円）	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>95,026千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>401,705千円</td></tr> </table> ※ 2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 <table> <tr> <td>未払金</td><td>576,853千円</td></tr> <tr> <td>（うち支配株主に対するもの</td><td>124,843千円）</td></tr> <tr> <td>（うち子会社に対するもの</td><td>123,032千円）</td></tr> <tr> <td>（うち関連会社に対するもの</td><td>328,978千円）</td></tr> </table>	建物	95,026千円	器具備品	401,705千円	未払金	576,853千円	（うち支配株主に対するもの	124,843千円）	（うち子会社に対するもの	123,032千円）	（うち関連会社に対するもの	328,978千円）
建物	67,520千円																								
器具備品	337,637千円																								
未払金	541,759千円																								
（うち支配株主に対するもの	107,000千円）																								
（うち子会社に対するもの	122,692千円）																								
（うち関連会社に対するもの	312,065千円）																								
建物	95,026千円																								
器具備品	401,705千円																								
未払金	576,853千円																								
（うち支配株主に対するもの	124,843千円）																								
（うち子会社に対するもの	123,032千円）																								
（うち関連会社に対するもの	328,978千円）																								

（損益計算書関係）

第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	第27期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日												
※ 1. 関係会社との主な取引高は次の通りであります。 <table> <tr> <td>給与・手当</td><td>462,103千円</td></tr> <tr> <td>委託調査費</td><td>1,279,757千円</td></tr> <tr> <td>受取配当金</td><td>117,681千円</td></tr> </table>	給与・手当	462,103千円	委託調査費	1,279,757千円	受取配当金	117,681千円	※ 1. 関係会社との主な取引高は次の通りであります。 <table> <tr> <td>給与・手当</td><td>473,719千円</td></tr> <tr> <td>委託調査費</td><td>1,576,497千円</td></tr> <tr> <td>受取配当金</td><td>115,821千円</td></tr> </table>	給与・手当	473,719千円	委託調査費	1,576,497千円	受取配当金	115,821千円
給与・手当	462,103千円												
委託調査費	1,279,757千円												
受取配当金	117,681千円												
給与・手当	473,719千円												
委託調査費	1,576,497千円												
受取配当金	115,821千円												

（株主資本等変動計算書関係）

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	平成22年4月1日 現在	増加	減少	平成23年3月31日 現在
普通株式	38,300	—	—	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	468,102千円
(ロ) 1株当たり配当額	12,222円
(ハ) 基準日	平成22年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成23年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	509,964千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	13,315円
(ニ) 基準日	平成23年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成23年6月30日

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	平成23年4月1日 現在	増加	減少	平成24年3月31日 現在
普通株式	38,300	—	—	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	509,964千円
(ロ) 1株当たり配当額	13,315円
(ハ) 基準日	平成23年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成23年6月30日

(2) 金銭以外による配当

平成23年6月15日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当財産の種類	株式会社東京海上研究所普通株式
(ロ) 配当財産の帳簿価格	30,000千円
(ハ) 1株当たり配当額	783円
(ニ) 基準日	平成23年6月15日
(ホ) 効力発生日	平成23年6月21日

(3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成24年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	551,864千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	14,409円
(ニ) 基準日	平成24年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成24年6月27日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	第27期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
-------------------------------------	-------------------------------------

(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 ② 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 ③ 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 同左 ② 市場リスク 同左 ③ 流動性リスク 同左
--	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

第26期（平成23年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1)現金・預金	5,046,015	5,046,015	—
(2)未収委託者報酬	1,451,584	1,451,584	—
(3)未収収益	1,921,269	1,921,269	—
(4)投資有価証券 その他有価証券	9,419	9,419	—
(5)敷金	368,720	236,852	131,868
(6)未払金	(1,113,561)	(1,113,561)	—

(※)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

第27期（平成24年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
--	-------------	-------	----

(1)現金・預金	5,761,145	5,761,145	—
(2)未収委託者報酬	1,436,947	1,436,947	—
(3)未収収益	1,777,274	1,777,274	—
(4)投資有価証券 其他有価証券	16,664	16,664	—
(5)敷金	361,849	258,063	103,786
(6)未払金	(1,318,980)	(1,318,980)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第26期 平成23年3月31日現在	第27期 平成24年3月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益及び(6) 未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (4) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (5) 敷金 当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。	(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益及び(6) 未払金 同左 (4) 投資有価証券 同左 (5) 敷金 同左

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第26期 平成23年3月31日現在	第27期 平成24年3月31日現在																						
以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。 (単位：千円) <table> <tr> <th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr> <tr> <td>投資有価証券</td><td></td></tr> <tr> <td> 其他有価証券</td><td></td></tr> <tr> <td> 非上場株式</td><td>30,000</td></tr> <tr> <td>子会社株式</td><td>221,595</td></tr> <tr> <td>関連会社株式</td><td>32,747</td></tr> <tr> <td>その他の関係会社有価証券</td><td>30,000</td></tr> </table>		貸借対照表計上額	投資有価証券		其他有価証券		非上場株式	30,000	子会社株式	221,595	関連会社株式	32,747	その他の関係会社有価証券	30,000	以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。 (単位：千円) <table> <tr> <th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr> <tr> <td>子会社株式</td><td>221,595</td></tr> <tr> <td>関連会社株式</td><td>32,747</td></tr> <tr> <td>その他の関係会社有価証券</td><td>31,200</td></tr> </table>		貸借対照表計上額	子会社株式	221,595	関連会社株式	32,747	その他の関係会社有価証券	31,200
	貸借対照表計上額																						
投資有価証券																							
其他有価証券																							
非上場株式	30,000																						
子会社株式	221,595																						
関連会社株式	32,747																						
その他の関係会社有価証券	30,000																						
	貸借対照表計上額																						
子会社株式	221,595																						
関連会社株式	32,747																						
その他の関係会社有価証券	31,200																						

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第26期 平成23年3月31日現在	第27期 平成24年3月31日現在
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。	同左

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期 平成23年3月31日現在			第27期 平成24年3月31日現在		
(単位：千円)			(単位：千円)		
	1年以内	1年超		1年以内	1年超
預金	5,045,953	—	預金	5,761,116	—
未収委託者報酬	1,451,584	—	未収委託者報酬	1,436,947	—
未収収益	1,921,269	—	未収収益	1,777,274	—
合計	8,418,807	—	投資有価証券		
			その他有価証 券のうち満期 があるもの	—	1,000
			合計	8,975,337	1,000

(有価証券関係)

有価証券関係

第26期
平成23年3月31日現在

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 30,000千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	2,113	2,100	13
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	7,305	7,400	△94
合計	9,419	9,500	△80

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額30,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売却額	994千円
売却益の合計額	－千円
売却損の合計額	6千円

第27期
平成24年3月31日現在

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	15,700	15,500	200
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	964	1,000	△35
合計	16,664	16,500	164

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	第27期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 退職金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 110,188千円 退職給付引当金 110,188千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 115,077千円 退職給付引当金 115,077千円
3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 51,271千円 確定拠出年金への掛金支払額 25,787千円 退職給付費用 77,059千円	3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 43,770千円 確定拠出年金への掛金支払額 28,327千円 退職給付費用 72,098千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務の計算は簡便法を採用しており、確定拠出年金部分を除く退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	7,393千円	9,601千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	44,835千円	41,013千円
未払金	15,454千円	13,175千円
賞与引当金損金算入限度超過額	82,479千円	78,796千円
未払法定福利費否認	8,592千円	9,234千円
未払事業所税否認	3,444千円	3,362千円
未払事業税否認	46,947千円	40,452千円
未払調査費	47,913千円	41,860千円
ソフトウェア償却超過額	70,659千円	63,265千円
敷金償却費	5,824千円	7,550千円
未払確定拠出年金	876千円	927千円
未払費用	—	3,185千円
繰延税金資産小計	334,420千円	312,424千円
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	334,420千円	312,424千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△32千円	58千円
繰延税金負債合計	△32千円	58千円
繰延税金資産の純額	334,453千円	312,365千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
------------------------	------------------------

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率	40.7%
	(調整)	
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.2%
	タックスヘイブン課税	5.6%
	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.3%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
	その他	△0.2%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.5%

3. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は26,174千円減少し、法人税等調整額が26,182千円、その他有価証券評価差額金が8千円それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

第26期	第27期
自 平成22年4月1日	自 平成23年4月1日
至 平成23年3月31日	至 平成24年3月31日

[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。 [関連情報] １．製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 ２．地域ごとの情報 (1) 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。 ３．主要な顧客ごとの情報 当社は、単一の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の10%以上に該当する顧客がありますが、秘密保持義務を負っているため記載をしております。	[セグメント情報] 同左 [関連情報] １．製品及びサービスごとの情報 同左 ２．地域ごとの情報 (1) 営業収益 同左 (2) 有形固定資産 同左 ３．主要な顧客ごとの情報 同左
--	---

(関連当事者情報)

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１． 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
 重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	£ 300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 派遣	委託 調査費 の支払	1,092,497	未払金	307,738

(注) ＊取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

＊取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
 重要な取引はありません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	£ 300千	金融商品取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 派遣	委託 調査費 の支払	1,367,824	未払金	328,743

(注) ＊取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

＊取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1 株当たり情報)

	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	第27期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
1 株当たり純資産額	186,572円36銭	202,119円00銭
1 株当たり当期純利益 金額	24,197円49銭	29,640円93銭
	(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益については、潜在 株式がないため記載してお りません。 (注) 2. 1 株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。	(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益については、潜在 株式がないため記載してお りません。 (注) 2. 1 株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。

	当期純利益	926,763千円	当期純利益	1,135,247千円
	普通株主に 帰属しない金額	—	普通株主に 帰属しない金額	—
	普通株式に係る 当期純利益	926,763千円	普通株式に係る 当期純利益	1,135,247千円
	期中平均株式数	38,300株	期中平均株式数	38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円（平成24年３月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（平成24年３月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（※）	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円	
株式会社関西アーバン銀行	47,039百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

（※）平成24年３月末日現在。

２【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

３【資本関係】

資本関係はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成23年12月15日
有価証券報告書	平成23年12月15日
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年9月16日 平成24年6月15日
半期報告書	平成24年6月15日

独立監査人の監査報告書

平成24年11月7日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 和田 渉 ⑧

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエネルギー・食糧関連ファンドの平成23年9月16日から平成24年9月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エネルギー・食糧関連ファンドの平成24年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 奈良 昌彦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。